

令和4年第4回羽咋市農業委員会会議録

- 1 日 時 委員会 令和4年4月25日(月)
開 会 午後1時25分 閉 会 午後2時00分
- 2 場 所 羽咋市役所203会議室
- 3 出席委員(7人)
①岩城 一成 ②屋後 浩幸 ⑤松生 朋広 ⑦山本 泰夫
⑩四飯弥志宣 ⑪川井 良平 ⑫村 桂司
- 4 欠席委員(5人)
③糺田 幸雄 ④徳和 己嗣 ⑥澤田 稔 ⑧高田外喜子
⑨山上 克秀
- 5 農地利用最適化推進委員の出席委員(4人)
⑮村田 清二 ⑱悦永 秀雄 ㉑三宅 一徳 ㉒石野 公章
- 6 農地利用最適化推進委員の欠席委員(8人)
⑬榊谷 武史 ⑭岡田 信夫 ⑯岡田 耕一 ⑰森田 三男
⑲南 邦夫 ⑳芝田 俊幸 ㉓稲農 幹夫 ㉔瀬戸 明
- 7 事務局員 清水事務局長、出口次長、石端主事
- 8 付議案件
 - (1) 農地法第3条の規定による許可の決定について
 - (2) 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について(取下げ)
 - (3) 空き家に付随する農地の指定について
 - (4) 農用地利用集積計画について
 - (5) 令和3年度事業及び決算報告について
 - (6) 令和4年度事業計画及び予算(案)について
 - (7) 農地法第18条第6項の規定による通知について
 - (8) 農用地利用配分計画について
- 9 議事録署名委員 5番 松生委員 7番 山本委員
- 10 会議の結果
議案5件、報告2件についてはいずれも原案のとおり、許可(承認)された。
- 11 会議の概要
事務局長 ご案内の時間より少し早いんですが、今日出席の方全員おそろいになりましたので、ただいまから羽咋市農業委員会を開催させていただきます。
それでは、委員さんの欠席届についてご報告申し上げます。3番、糺田委員、4番、徳和委員、6番、澤田委員、8番、高田委員、9番、山上委員が本日欠席される旨を聞いておりますので、よろしく願いいたします。
ただいまの出席委員は7名であり、過半数を超えておりますので、本日の総会が成立していることを報告いたします。
それでは、会長、ご挨拶をお願いいたします。
議 長 (挨拶)
事務局長：どうもありがとうございました。

それでは、本日の議案に入る前に、4月1日付で人事異動がございました、新たに農業委員会へ2人の方が来られましたので紹介させていただきます。

事務局 (挨拶)

事務局 (挨拶)

事務局長 それでは、本日の議件につきましてご案内いたします。

- ・議案第1号 農地法第3条の規定による許可の決定について
- ・議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について (取下げ)

でございますが、申請が取り下げられておりますので、議案からは削除となりますので、議案第2号は欠番として、以降の議案番号のまま進めたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

- ・議案第3号 空き家に付随する農地の指定について
- ・議案第4号 農用地利用集積計画について
- ・議案第5号 令和3年度事業及び決算報告について
- ・議案第6号 令和4年度事業計画及び予算(案)について
- ・報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- ・報告第2号 農用地利用配分計画について

となっております。

なお、この会議は会長が議長となりますので、以下の進行をよろしく願いいたします。

議長 では、これより会議を開きます。

本日の議事録署名員に、5番 松生委員、7番 山本委員を指名します。よろしく願いします。

では、ただいまから議事に入ります。

「議案第1号 農地法第3条の規定による許可の決定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、「農地法第3条の規定による許可の決定について」、ご説明申し上げます。

議案書のほうは2ページをお開きください。

まず、整理番号1番、申請地は〇〇の畑1筆で面積は64㎡となっております。

位置図につきましては、次の3ページをご覧ください。

譲受人と譲渡人は議案書に記載のとおりでございます。

申請事由は経営面積の拡大でございます、売買による所有権移転となっております。

譲受人の経営面積は40aで、当該地区下限面積の要件——これは10aでございますが——を満たしております。

続きまして、整理番号2番です。

申請地は〇〇町の田6筆及び畑1筆で、面積の合計が11,475㎡です。

位置図につきましては、議案書の4ページ、5ページを確認いただければと思います。

譲渡人と譲受人は議案書に記載のとおりでございます。

譲受人の申請事由は経営規模の拡大でございます、こちらのほうも売買による所有権移転となっております。

譲受人の経営面積はこの申請によります115 a でございます、この地区の下限面積30 a でございますが、満たしております。

事務局からの説明は以上です。

議長 1つ、1番の経営規模の拡大、今ほど「売買」と言うたが、中では「贈与」となっていますが。

事務局 すいません。これ、「売買」です。

事務局長 議案書が間違っているということ？

事務局 いや、議案書は合っています。すいません。私の説明が誤りでした。「贈与」でございます。

議長 では、担当委員のご意見を伺います。

整理番号1番、〇〇委員さん。

担当委員 譲渡人と譲受人共に仕事に行っておられない方だったので、直接連絡が取ることができなかつたので、申請代理人の〇〇行政書士さんに事実のほうを確認しました。記載のとおりで間違いはありません。

なお、〇〇さんは現在も〇〇のほうから頻繁に〇》のほうにいられて、農作業、農業をされているということですので、今後も継続して農業されるということですので、特に問題はないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

整理番号の2は事務局からお願いします。

事務局 こちらのほうにつきましては、現在、この田んぼにつきましては〇〇が作業を請負しているというふう聞いております。

申請人の方は、自作に向けまして、少しずつこちらに来ての作業日数を増やしていきたいんだということをおっしゃっております。

畑地については、申請者が管理していくことを聞いております。

あと、取得以降のその町会の万雑とかそういった負担についても、委員さんのほうで確認はしているということ聞いております。

以上です。

議長 それでは、担当委員さんにご異議なしということですが、ほかに委員の皆さんはご意見ございませんか。

一番心配だったのは、〇》の方が果たしてここへ来て田んぼできるのかということですが、地元の〇》が今までどおり管理していくということなので問題がなさそうなのですが、委員の皆さん、いかがですか。

全委員 なし。

議長 原案どおり承認してもよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議長 では、「議案第1号」は異議なしと認め、原案どおり承認することに決定いたします。

次に、「議案第3号 空き家に付随する農地の指定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、空き家に付随する農地の指定についてご説明させていただきます。

議案書のほうは9ページをお開きください。

申請地は、〇〇町の田1筆と〇〇町及び〇〇町の畑3筆の合計4筆でございます。面積は583㎡でございます。

なお、空き家の所在は〇〇町でございます。

こちら地図のほうでは10ページのところに空き家登録物件ということで位置を示してございます。

なお、空き家情報バンクにつきましては、令和元年11月18日に登録済みとなっております。

事務局からの説明は以上です。

議長 続きまして、担当委員さんのご意見を伺います。

整理番号1番、〇〇委員さん。

担当委員 現状確認に行ってみりました。現状は長い間耕作してないということで耕作放棄地という状況ではありますが、耕作は可能というふうに判断しました。

以上です。

議長 担当委員さんにご異議なしということですが、ほかにご意見ございませんか。

全委員 なし。

議長 よろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議長 では、異議なしと認め、「議案第3号」は原案どおり承認することに決定いたします。

次に、「議案第4号 農用地利用集積計画について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 「農用地利用集積計画について」ご説明します。

議案書14ページをご覧ください。

利用権設定の概要です。

今回は、田34筆、畑4筆の設定があり、合計面積は94,534㎡です。

権利設定期間別に見ますと、2年未満の田が2筆で8,766㎡、3年の田が5筆で20,087㎡、5年の田が4筆で2,631㎡、10年以上の田が28筆で62,762㎡です。畑については、10年以上が4筆で288㎡です。

申請件数は貸し手農家が23件、借り手農家が9件となります。

各筆明細の一覧は、議案書15ページから17ページに記載しております。

申請件数は23件で、新規設定14筆、再設定が24筆です。

なお、No.23は農地中間管理機構を利用した集積計画一括方式による設定です。

案件全てが農業経営基盤強化促進法の第18条第3項の規定要件を満たしております。

以上です。

議長

ありがとうございます。

ただいま事務局より「議案第4号」について説明がありました。

何かご意見ございませんか。

よろしいでしょうか。

全委員

なし。

議長

では、「議案第4号」は原案どおり承認してもよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議長

では、異議なしと認め、「議案第4号」は原案どおり承認することに決定いたします。

次に、「議案第5号 令和3年度事業及び決算報告について」事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、「令和3年度事業及び決算報告について」ご説明申し上げます。

議案書のほうは18ページをお開きください。

昨年度、農業委員会総会を年12回開催しておりまして、転用や権利の申請についての審議をしていただいたところです。

なお、その間に取り扱いました件数等については、議案書の20ページ、こちらのほうに集計したものを記載しております。また後ほどごらんください。

続きまして、19ページをご覧ください。

毎年、委員全員で担当地区の農地利用状況調査を実施しております。令和3年度の結果の掲載はしておりませんが、その調査結果によりますと、令和2年度より0.12ha増加した結果となっております。

それと、またそれ以外に各種事業の調査、それから機構集積支援事業、そういった県の補助金などを活用しまして農地の保全と有効利用を図るための調査、農業者年金の関係調査を行っております。

続いて、21ページをご覧ください。

こちらのほうは昨年度の農業委員会の決算となっております。

決算額につきましては、こちらに記載のとおり1,616万6,000円となっております。

内訳については、説明に記載のとおりでございます。

事業及び決算の報告については以上でございます。

議長

ありがとうございます。

ただいま事務局よりご説明がありました。「議案第5号」について、何かご質問ございませんか。

全委員

なし。

議長 なければ、原案どおり承認してもよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議長 では、異議なしと認め、「議案第5号」は原案どおり承認することに決定いたします。

次に、「議案第6号 令和4年度事業計画及び予算（案）について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、「令和4年度事業計画及び予算（案）について」ご説明申し上げます。

議案書のほうは22ページをお開きください。

事業計画（案）としましては、各項目ごとには昨年度と大きな相違はないということで詳細な説明はいたしません。令和4年2月に機構集積などで国の制度改正がございまして、委員の活動におきましては農地最適化の推進に向け、目標を設定し、実績の点検・評価、そしてまた公表が求められることとなりました。

当委員会では、23ページに記載させていただいておりますが、最適化活動の目標ということで設定をさせていただいて活動を進めたいというふうに思っておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

続きまして、25ページをお願いいたします。

こちらのほうは、令和4年度の羽咋市農業委員会の予算でございます。本年度の予算額につきましては1,440万6,000円というふうになっております。

各内訳については、説明欄に記載のとおりでございます。

あと少し戻りますが、来年度の委員会等の開催につきましては24ページ。これはあくまで予定でございますが、委員会や県内の大会、そういったものを記載させていただいております。

こちらのほうもまた、ご自身のスケジュール等々と併せていただければなというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

「事業計画及び予算（案）について」の説明は以上です。

議長 ありがとうございます。

ただいま「議案第6号」について、事務局より説明がございました。この案件について何か委員の皆様、ご質問ございませんか。

委員 1ついいですか。令和4年度の農業委員会運営事業費が去年よりも150万ぐらい増えているじゃないですか。去年が729万円、今年は876万円じゃないですか。

去年の11月にコスモアイルで県の農業委員会大会があったと思うんですけど、あれの運営費というのは羽咋市農業委員会からではないんですね。

事務局 石川県農業会議です。

委員 何で額が150万ぐらい増えているのかなと。

事務局長 この運営費について増額になっているところというのは、ちょっと今調べさせていただいてよろしいですか。

多分、令和3年の決算については、これ決算額載せてありますし、令和4年のこれ予算額載せてありまして、コロナで最適化推進委員さんの出席を見合わせたということもございますし、コロナで会長の県外出張とかもなくなっておりますし、県の能登の大会というのもなくなったりとかしておりまして、その絡みで決算額が落ちているということで、予算額はあくまでもコロナに関係なく予算を出していただいているという関係だと今思います。

予算はコロナの影響はないものとして予算化していると。

事務局 予算はそんなに変動はないんですが、前の3年度のやつがこれ決算額で記載してあるということと。

事務局長 だから、本当に使った額を載せてあるものですから、予算がゆっくりがたっと落ちているんですけども、今言った理由が主な理由だということでございます。

委員 ただ、その1番のほうの職員費はえらい……。

事務局長 職員費は、ご覧のとおり若返ったということでございますので。

一応再任用と若返ったということでございますので、ご理解のほうお願いいたします。

議長 ほかにございませんか。

全委員 なし。

議長 なければ、原案どおり承認してもよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議長 では、異議なしと認め、「議案第6号」は原案どおり承認することに決定いたします。

次に、「報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 「農地法第18条第6項の規定による通知について」ご説明します。

議案書26ページをご覧ください。

解約される農地は10筆で、面積が9,626㎡です。

対象地、貸付人、借受人及び解約の概要は、議案書に記載のとおりです。以上です。

議長 ただいま事務局より報告がございました。これについて委員の皆様、何かございませんか。

全委員 なし。

議長 なければ、報告どおり承認してもよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議長 では、「報告第1号」は報告のとおり承認することに決定いたします。

次に、「報告第2号 農用地利用配分計画について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 「農用地利用配分計画について」 ご説明します。
議案書27ページをご覧ください。
今回の報告は3月に中間管理機構から通知されたもので、田88筆の受け手の報告がありました。
27ページは新規設定したもので、28ページは耕作者の権利が再度移転したものを記載しております。
対象地及び受け手は議案書に記載のとおりです。
以上です。

議長 「報告第2号」について事務局より説明がございました。これについて何か委員の皆様、ご意見ございませんか。

全委員 なし。

議長 なければ、報告のとおり承認してもよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議長 では、「報告第2号」は報告のとおり承認することに決定いたします。
以上で本日の全議案の審議が終了しました。
質疑がなければ、一旦、ここで閉会をし、その他の案件に入りたいと思います。よろしいでしょうか。

全委員 はい。

終 了

議事録署名人 会 長

署名人

署名人